

議案第38号

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年木津川市条例第40号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年8月31日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」が公布されたこと及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例（案）

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年木津川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）
機関 事務 (略)	機関 事務 (略)
4 市長 <u>木津川市福祉医療費の支給に関する条例</u> <u>(平成19年木津川市条例第120号)</u> による <u>福祉医療費の支給に関する事務</u> であつて <u>規則で定めるもの</u>	
5 市長 <u>木津川市老人医療費の支給に関する条例</u> <u>(平成19年木津川市条例第121号)</u> による <u>老人医療費の支給に関する事務</u> であつ	

	<u>て規則で定めるもの</u>
6 市長	<u>木津川市子育て支援医療費の支給に関する条例</u> (平成19年木津川市条例第122号) <u>による子育て支援医療費の支給に関する事務</u> であって規則で定めるもの
7 市長	<u>木津川市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱</u> (平成19年木津川市告示第56号) <u>による重度心身障害老人健康管理事業に関する事務</u> であって規則で定めるもの
8 市長	<u>生活保護法</u> (昭和25年法律第144号) <u>に準じ、生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金</u> 若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、 <u>被保護者健康管理支援事業</u> の実施、 <u>保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収</u> に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		
3 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による年金である給付の

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		
3 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による年金である給付の

	支給又は保険料の徵 収に関する情報（以下 「年金給付関係情報」 という。）、健康保険 法（大正11年法律第 70号）、船員保険法 (昭和14年法律第 73号)、私立学校教 職員共済法、国家公務 員共済組合法、国民健 康保険法（昭和33年 法律第192号）、地 方公務員等共済組合 法又は高齢者の医療 の確保に関する法律 (昭和57年法律第 80号)による医療に		支給又は保険料の徵 収に関する情報（以下 「年金給付関係情報」 という。）、健康保険 法（大正11年法律第 70号）、船員保険法 (昭和14年法律第 73号)、私立学校教 職員共済法、国家公務 員共済組合法、国民健 康保険法（昭和33年 法律第192号）、地 方公務員等共済組合 法又は高齢者の医療 の確保に関する法律 (昭和57年法律第 80号)による医療に
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>関する給付の支給又は 保険料の徴収に関する 情報（以下「医療保険 給付関係情報」とい う。）及び介護保険法 (平成9年法律第1 23号)による保険給 付の支給、地域支援事 業の実施若しくは保険 料の徴収に関する情報 (以下「介護保険給付 等関係情報」という。) 及び住民票関係情報 であって規則で定める もの</p>		<p>関する給付の支給又 は保険料の徴収に関 する情報（以下「医療 保険給付関係情報」と いう。）及び介護保険 法(平成9年法律第1 23号)による保険給 付の支給、地域支援事 業の実施若しくは保険 料の徴収に関する情報 (以下「介護保険給付 等関係情報」という。) 及び住民票関係情報 であって規則で定める もの</p>
(略)		(略)	

9 市長	<p><u>木津川市福祉医療費の支給に関する条例</u> <u>による福祉医療費の支給に関する事務で</u> <u>あって規則で定めるもの</u></p> <p><u>身体障害者福祉法による身体障害者手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報</u> (以下「<u>障害者関係情報</u>」という。)、 <u>療育手帳の交付に関する規則</u> (平成12年京都府規則第10号) <u>による療育手帳に関する情報</u> (以下「<u>療育関係情報</u>」という。)、 <u>地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報並びに医療</u></p>	
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p><u>保険給付関係情報で</u> <u>あって規則で定めるも</u> <u>の</u></p>	
10 市長	<p><u>木津川市老人医療費</u> <u>の支給に関する条例</u> <u>による老人医療費の</u> <u>支給に関する事務で</u> <u>あって規則で定める</u> <u>もの</u></p>	<p><u>地方税関係情報、住民</u> <u>票関係情報、生活保護</u> <u>関係情報及び医療保</u> <u>険給付関係情報であ</u> <u>って規則で定めるもの</u></p>	
11 市長	<p><u>木津川市子育て支援</u> <u>医療費の支給に関する</u> <u>条例による子育て</u> <u>支援医療費の支給に</u> <u>関する事務であって</u> <u>規則で定めるもの</u></p>	<p><u>住民票関係情報、生活</u> <u>保護関係情報及び医</u> <u>療保険給付関係情報</u> <u>であって規則で定める</u> <u>もの</u></p>	

12 市長	<u>木津川市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱による重度心身障害老人健康管理事業に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報及び療育関係情報であって規則で定めるもの</u>	
13 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付</u>	

の支給に関する情報、
介護保険給付等関係
情報又は障害者関係
情報及び障害者の日
常生活及び社会生活
を総合的に支援する
ための法律による自立
支援給付の支給に関
する情報であって規則
で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第38号 木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
担 当 課	国保年金課 医療係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和5年6月9日に公布され、令和6年秋（公布の日から1年6月以内の政令で定める日）に健康保険証が原則廃止され、マイナンバーカードに一本化されることとなります。</p> <p>福祉医療（老人医療・障害児（者）医療・ひとり親医療・子育て支援医療・重障老人健康管理事業）の受給資格認定時には健康保険情報の確認が必要であることから、健康保険証の廃止後に個人番号の利用による保険情報の確認が行えるよう、個人番号の利用について、福祉医療に関する規定を追加するものです。</p> <p>併せて、受給資格審査に必要な所得情報についての規定も加え、受給者の認定申請手続きの利便性向上を図ります。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・課内・関係部署と協議・検討を行い、改正案を策定 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	3 健康
	施策	② 福祉医療 ア. 安心医療の推進
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度（令和 年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度）	
将来にわたる効果及び 経費の状況	<p>条例整備後、個人情報保護委員会に情報連携についての届出が必要となります。届出後、結果通知・届出事項の公表等を経て、約8月後に情報連携が開始できる予定です。</p> <p>情報連携が開始した後は、福祉医療の申請時に保険証・課税証明書等の提示が不要となるため、市民の利便性が向上します。</p> <p>システムについては設定変更のみで対応できるため、情報連携についての費用は発生しません。</p>	

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第38号 木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
担 当 課	くらしサポート課 保護係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項で定める事務（独自利用事務）について、生活に困窮する外国人に対する生活保護に準じた外国人の保護に関する事務を追加することにより、令和6年3月から実施される医療扶助におけるオンライン資格確認及び被保護者健康管理支援事業に関する情報収集等への対応を図るものであります。</p> <p>なお、日本国籍を有する方については、番号法に基づき情報収集等を行うものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・課内・関係部署と協議・検討を行い、改正案を策定 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	4 福祉
	施 策	① 地域福祉 ウ. 生活保護受給者、生活困窮者への自立支援
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度(令和 年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び 経費の状況	<p>現在は、福祉事務所が発行する医療券により医療機関において生活保護受給者であることの資格確認を行っていますが、個人番号によるオンライン資格確認が導入されると、マイナンバーカードのみで資格確認が可能となるため、医療券を発行する必要がなくなるものです。なお、医療券による対応も継続予定です。</p> <p>令和5年8月1日現在で外国人受給者は15世帯18人であり、今後、すべての受給者が医療扶助におけるオンライン資格確認及び被保護者健康管理支援事業に関する情報収集等の対象となるものです。</p>	